スポーツ仲裁について

小川 和茂(おがわ かずしげ) 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 理解増進事業専門職員



Introduction - 【日本スポーツ仲裁機構について】

- 2003年
 - 日本オリンピック委員会、
 - 日本体育協会、
 - 日本障害者スポーツ協会







により設立

- ・2009年より一般財団法人化
- ・2013年より公益財団法人化



Introduction - 【日本スポーツ仲裁機構について】

• スポーツ紛争を、仲裁・調停という紛争解決手続を利用して解決するための場を安価に提供

• スポーツ法、アンチ・ドーピング法に関する研究、教育啓発 活動も行う









Introduction — 【JSAAの取扱事案数】 2013.10.31まで

	AP:	スポー	ツ仲裁	規則	に関す	ーピング るスポ・ 裁規則	ーツ仲			:合意に 仲裁規			排定調停 周停(和		他の				
年度	仲裁申	ョ立受理 数	里事案	仲裁	仲裁申立受理事案 数			仲裁甲	申立受理 数	里事案	仲裁	調停申立受理事案数					解決手段を利	その他の	取扱 事案
		仲裁 判断 数	仲申取事 数 数	不諾案		仲裁 判断 数	仲 申 取 事 数		仲裁 判断 数	仲 申 取 事 数	不事案数		和解成立事数	調停 不事 数	調停 取下 事案 数	不諾案数	用し た事 案※	相談 事案	総数
2003	3	3	0	2													2	5	12
2004	2	2	0	1				0	0	0	0						1	8	12
2005	2	1	1	0				0	0	0	0						4	9	15
2006	1	1	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	11
2007	0	0	0	2				0	0	0	0	1	0	1	0	1	3	6	13
2008	1	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	1	18	25
2009	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	1	1	19	25
2010	5	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17	23
2011	3	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	23
2012	4	2	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	37	44
2013	22	5	16	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17	43
合計	45	23	20	10	4	4	0	0	0	0	1	5	3	1	1	4	16	162	246

(※)当機構に相談があったが、その後仲裁や調停手続きによらず、当事者の合意や話し合い等によって解決した事案

1. ドーピング防止規則違反と制裁

ドーピング防止規則違反が認定されると、、、、

個人の成績の自動的失効



個人に対する制裁措置として 1回目の違反・・・資格停止期間 2~4年間 2回目の違反・・・資格停止期間8年~一生涯

という極めて重たい処分が課される



1. ドーピング防止規則違反と制裁

規律パネル及びその上訴審でどのようなことを 競技者は主張できるのか?

- ・ドーピング検査手続の不備
- 10.4条 特別な事情の下での特定物質の利用に関する資格停止期間の 取消し又は短縮
- 10.5条例外的事情を理由とする、資格停止期間の取消し又は短縮
 - 過誤又は過失がないこと JADC10.5.1条
 - ・重大な過誤又は過失がないこと JADC10.5.2条

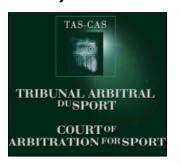
資格停止期間の短縮はとても限られた条件の下で のみしか認められることはないのが現状

2. 規律パネルの処分に対する上訴

規律パネルの決定に対する上訴は14日以内



- 国際大会関連及び国際水準競技者(JADC13.2.1)
 - →CAS (スポーツ仲裁裁判所)



- それ以外の国内水準競技者(JADC13.2.2)
 - →日本スポーツ仲裁機構 (JSAA)





【最近の規律パネル事例】

別紙参照



2. JSAAの仲裁判断事例から

-JSAA-DP-2013-001事案-

• 事案の概要

- 当事者: 申立人 JADA

被申立人 競技者(Y)





- 事実関係の概要:
 - ・2012(平成24)年12月9日に開催されたホノルルマラソンでYに対して行われた競技会内ドーピング検査の結果、エリスロポエチン(EPO)が検出された
 - ・規律パネルによる聴聞会の結果、日本ドーピング防止規程10.5.2項を適用し、2年間の資格停止期間を縮減し 1年間の資格停止期間とした

JADAが不服申立て



- 争点に関連する規定とその適用要件
 - 日本ドーピング防止規程10.5.2項 「重大な過誤又は過失がない場合」
 - ①禁止物質の体内侵入経路の証明がなされた場合に
 - ②競技者の過誤又は過失の程度が考慮され

競技者の資格停止期間が 最大で半分にまで縮減される可能性 がある



• 規律パネルの決定

- 体内侵入経路 平成24年11月12日に<mark>医師が投与</mark>したことを認定



• 競技者の過誤又は過失の程度

- •深刻な貧血症状の治療目的で医師が投与したが、禁止物質投与につき医師から事前に知らされていなかったため、検体の分析結果が通知されるまで競技者も禁止物質の摂取を知らなかった
- 競技者がドーピング検査の対象となるレベルの選手であることを 医師に積極的に伝えなかった
- 競技者が自ら行うべき禁止物質の含有の有無の確認を怠たり、 十分な注意が払われていなかった

重大な過誤又は過失があったとまではいえない

- 仲裁での争点とそれに対する仲裁パネルの判断
 - ①体内侵入経路

平成24年11月12日に**医師が投与** したことを認定



②「重大な過誤または過失がない」こと

重大な過誤又は過失がないとはいえない

資格停止期間2年間



• 仲裁での争点①(詳細)





- 半減期から見て、投与の27日後の平成24年12月9日に 同物質が検出されることには重大な疑義
 - しかし・・・半減期には個体差が存在しうる
 - ・ 微量での検出可能性を否定できない
 - ・投与から競技会の間、本件投与を行った医師以外の 診察なし

平成24・11・12に**医師が投与**したことを認定

- ・仲裁での争点②(詳細)
 - 競技者の競技歴やドーピング防止教育などに関する環境からは禁止物質を体内に摂取しないことに関する注意をすることは容易だったにもかかわらずそれを怠ったこと
 - ・競技歴: 2000年~2006年 実業団陸上競技チームに在籍 2006年から6年間マラソン (国際的競技会出場経験有)
 - ・ドーピング防止に関する環境: 有名選手によるEPOに起因するドーピングの報道 4回のドーピング検査歴

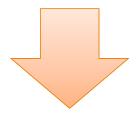


- ・仲裁での争点②(詳細)
 - 医師に自身がドーピング検査の対象となる競技者であることを伝えることは容易であり、医師による薬物投与の際に禁止物質の含有の有無を確認をする機会があったにもかかわらずそれを怠っていたこと
 - ・受診頻度: 本投与直前2か月の間に20回訪れ、診察を7回
 - ・受けた治療・処方の連続性 本投与は、肩に皮下注射の形で行われ、従来の処方と 異なっており、その旨の説明もあった。



- JSAAの仲裁判断事例から
 JSAA-DP-2013-001事案 –
- 仲裁での争点②(詳細)
 - 処方された薬に含まれるドーピング禁止物質について、 個人的選択の範囲に属する医師の考え得る失敗は、 競技者の個人責任を取り除くものではない

重大な過誤又は過失が ないとはいえない



資格停止期間2年間



ご静聴ありがとうございました。

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 理解増進事業専門職員 小川 和茂(おがわ かずしげ)

TEL: 03-5465-1415

FAX: 03-3466-0741

Website: www.jsaa.jp

E-Mail: ogawa@jsaa.jp



平成24年度12月開催の加盟団体連絡会議以降のドーピング防止規律パネル決定報告等一覧(2013年12月6日時点)

番号	決定期日	競技種目	検出物質もLくは 違反内容	OCT/ ICT	10.4 特	別な事情の下での特定物質	その利用に関する資格停止	期間の取消し又は短縮		10.5 例外	的な事情を理由とする、資	格停止期間の取消し又は短縮	10.6 加重事情の有無	制裁期間の理由	競技成績の 失効	資格停止 期間	備考
						体内侵入経路	競技能力向上目的	過誤又は過失の程度	10.5.1	10.5.2	体内侵入経路	過誤又は過失の程度	N/A				
2012-006	2012年12月19日	体操競技	メチルエフェドリン	ICT	適用あり	○医師から処方を受け で服用した医薬品及び競 技団体関係者により交付 された医薬品により禁止 物質が体内に侵入	なし	以前は全日本代表選手と たことがあり、 にことがあり、 にことがあり、 にことがあり、 にことがあり、 にいないである。 にいないであると、 にいないであると、 にいないであると、 にいないであると、 にいないであると、 にいないであると、 にいないであると、 にいないである。 にもかから一 にしていてある。 にもかからしたはいなう。 にもかからしたはいなう。 にことが、 をの後に参いする、 をの後に参いする。 にことが、 をの後に参いする。 にといたとのが、 をの後に多いである。 にというのにとないの。 をの後に多いである。 にもからの上はいなう。 にというの後にある。 がるているといる。 がるである。 がるである。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。 にと、 にといる。 にといる。 にといる。 にといる。	N/A	N/A			N/A		あり	3	
2012-007	2012年12月27日	ウエイト リフティング	19-ノルアンドロステロン、 19-ノルエチオコラノロン	ICT	N/A				適用なし	適用なし: 体内侵入 経路の証 明なし	×		N/A	治療のために整形外内 用いられた生物学の内閣 中国、留学をで動かり、発生 中国、留学をで動かり、発生 サブリングトに見えした。 特別では、自己のは 特別では、自己のは 関連をは をしませない。 は、自己のは の経緯があるとは は、自己のは をします。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯がある。 は、自己のは の経緯が のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと	あり	60	
2012-008	2013年5月14日	陸上競技	エリスロポエチン	ICT	N/A				適用なし	適用あり	○ 医師によるエリスロボ エチンの処方	重大な過級又は過失なし、検出されたEPO は、競技者の深刻な資血症状を治療する ため、医師が投与したものであるが、禁止 物質の投与につき医師から事前に知らさ れていなかったこと、それの大きな検体の分析 結果が競技者に通知されるまで競技者も 禁止物質の摂取を知らなかた。しかしな から、競技者がドーピング検査の対象とな るレベルの選手であること医師に積極的 に伝えなかったという事情、競技者が自ら 行うべき禁止物質の含有の無の確認を 急たり、十分な注意が払われていなかった 事情がある。	N/A		あり	12	類像がネル14年一 JSAAへの上訴が行 われ2年間の資格停 止
JSAA-DP- 2013-001	2013年8月20日	陸上競技	エリスロポエチン	ІСТ	N/A				適用なし	適用なし。 適重大な過失 又は過失 あり	○: 鹿師によるエリスロボ エチンの処方	東中立人の競技医、ドーピング防止に関する環境からすると、補中立人はドーピング禁止物質が体内に入らないよう細心の 注意を払う行為を行うことは容易であった。受診 規度、治療・経力の通縁性がないこと。本 と 医師は主治療というできた。 と 医師は主治療というできた。 と 医師は主治療というに、 と 医師は主治療というに、 は、 医師に対し、 自をが下し、 では、 と 医師は主治療というに、 は、 医師に対し、 自をが下し、 では、 と では、 と では、 自をが下し、 では、 と では、	N/A		あり	24	2012-008事件の上訴審
2012-009	2013年5月13日	テコンドー 競技	日本ドービング防止規程 2.3項の違反	ICT	N/A				適用なし	適用なし		帰国便の時間が迫っているからといって、 検査を受けなかったことに、重大な過誤又 は過失がなかったとはいえない	N/A	帰国便の時間が迫っているということは、JADC2.3 項にいう「やむを得ない 理由」には到底あたらない。	あり	24	

2013-001	2013年9月1日	ボティビル	クレンプテロール、 メチルヘキサンアミン	ICT	N/A			適用なし	適用なし: 重大な過誤 又は過失 あり	×		がドーピング検査対象と なる可能性を自覚し、摂	あり	24	
2013-002	2013年9月19日	ボティビル	クレンブテロール	ICT	N/A				重大な過誤又は過失あり	用して入手した海外薬に 禁止物質が含まれてい た。検出された物質が当	禁止物質を含有する医薬品を意図的に服用したものであり、医薬品を海外から安易 旧・個人輸入したこと、医薬品の有効成分を認識したにもかかわらず同物質が禁止物 質であるかるを確認しなかった点に、重 大な過失が認められる	N/A	あり	24	
2013-003	2013年10月8日	フィギュア スケート	フロセミド	ост		消する目的で服用していた。競技者の競技種目であるアイスダンス競技において、競技を行う者が 痩身効果を享受するこか一般的に競技能力のであると言えるかかるときるとかかのであると言えるかかなかにつ	ける際には、ドービング 脚削達反の可能性を常 に念頭においており、目 確からある程の注意を 払っていたが、サブリメン を含め、それが、サブリメン が関については、ドービ ング規則の適開対象であ ながらも、系統だったドー と主張している、競技者 ながらも、系統だったドー とが、表統だったドー とが、それが、一世ング防止機能を で、そのでとかりを が、それが、中で、一世ング防止機削 で、一世ング防止機削 の一因となったとは若	N/A				N/A	なし	3	
2013-004	2013年10月23日	ボティビル	* 2α-methyl-5α- androstan-3α-ol-17-one (ドロスタノロンの尿中代謝物)	ICT	N/A			N/A	N/A			N/A	あり	24	競技者が聴聞会を受 ける権利を放棄
2013-005	2013年11月8日	ボティビル	クレンブテロール	ост	N/A			N/A	N/A			N/A	あり	24	競技者からは資格停 止期間の縮減に関す る主張なし